

医療局企業職員給与規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成 18 年 3 月 31 日

岩手県医療局長 法 貴 敬

医療局企業職員給与規程の一部を改正する規程

医療局企業職員給与規程（昭和 35 年岩手県医療局管理規程第 9 号）の一部を次のように改正する。

改正前			改正後		
(特地公署の指定) 第 6 条 特地公署は、次の表に掲げるとおり指定する。			(指定する職、支給割合及び額) 第 6 条 特地公署は、次の表に掲げるとおり指定する。		
遠隔地公署	所在地	級地区分	遠隔地公署	所在地	級地区分
[略]			[略]		
岩手県立東和病院 附属田瀬診療所	和賀郡東和町田瀬	[略]	岩手県立東和病院 附属田瀬診療所	花巻市東和町田瀬	[略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

別表第 1 を次のように改める。

別表第 1（第 3 条関係）

1 行政職給料表に定める職務区分表

区分	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
本庁	2 級から 8 級まで の欄に掲 げる職以 外の職	3 級から 8 級まで の欄に掲 げる職以 外の職で 相当高度 の知識又 は経験を 必要とす るもの	主査 主任	特命課長 主任主査 情報技術専 門監 主査	担当課長 特命課長 主任主査	総括課長 システム管 理室長 経営改革監 医師対策監	総括課長 システム 管理室長 経営改革 監 医師対策 監	次長 病院改革 室長 参事
病院 等			事務局次 長（5 級か ら 7 級ま での欄に 掲げられ ている事 務局次長 を除く。） 課長 室長 係長 主査 主任	事務局長（6 級から 8 級 までの欄に 掲げられて いる事務局 長を除く。） 事務局長 主任主査 事務局次長 （中央を除 く。） 課長 室長 係長	事務局長（6 級から 8 級 までの欄に 掲げられて いる事務局 長を除く。） 事務局長 主任主査 事務局次長 （宮古、大船 渡、胆沢、花 巻厚生、北 上、久慈、遠 野、磐井、南 光、釜石、江 刺、二戸、千 厩、大東、大 槌、軽米及び 一戸に限 る。） 事務局次長 （中央に限	事務局長（中 央、宮古、大 船渡、胆沢、 花巻厚生、北 上、久慈、遠 野、磐井、南 光、釜石、江 刺、二戸、千 厩、大東、大 槌、軽米及び 一戸に限 る。） 事務局次長 （中央に限	事務局長 （中央、宮 古、大船 渡、胆沢、 花巻厚生、 北上、久 慈、遠野、 磐井、南 光、釜石、 江刺、二 戸、千厩、 大東、大 槌、軽米及 び一戸に	事務局長 （中央、宮 古及び大 船渡に限 る。）

				主査	光、釜石、江刺、二戸、千厩、大東、大槌、軽米及び一戸に限る。） 課長（中央、宮古、大船渡、胆沢、久慈、磐井及び二戸に限る。） 室長（中央、宮古、大船渡、胆沢、久慈、磐井及び二戸に限る。）	る。）	限る。） 事務局次長（中央に限る。）	
			主任主事 主任技師	副主幹 技術副主幹	副主幹 技術副主幹	主幹 技術主幹		

備考1 本庁付、病院付、課付又は室付の職を命ぜられた職員に係る職務の級は、その職員の職務と責任の程度に応じ3級から8級までのいずれか一の級に決定するものとする。

2 7級の級に区分されている職で医療局長が特に必要と認めるものについては、人事委員会の承認を得て、その職務の級を1級上位に決定することができる。

3 6級以下の級に区分されている職で医療局長が必要と認めるものについては、別に定めるところにより、その職務の級を上位の級に決定することができる。

2 医療職給料表(1)に定める職務区分表

区分	1 級	2 級	3 級	4 級
病院等	医師 歯科医師	副院長 室長 地域診療センター長 副地域診療センター長 地域診療センター医長 医療研修科、医療情報管理科、診療科、臨床検査科、放射線技術科、中央手術科、地域医療科、デイ・ケア科、緩和医療科、病理科、救急医療科及び救命救急科の科長及び科医長	院長 統括副院長 副院長 室長 救命救急センター長 周産期医療センター長 部長 副救命救急センター長 部次長 脳神経センター長 呼吸器センター長 消化器センター長 循環器センター長	院長 統括副院長 副院長 室長 救命救急センター長 周産期医療センター長 部長

		診療所長 医師 歯科医師	腎センター長 小児・周産期センター長 病理診断センター長 副脳神経センター長 副呼吸器センター長 副消化器センター長 副循環器センター長 副腎センター長 副小児・周産期センター長 長 地域診療センター長 副地域診療センター長 地域診療センター医長 医療研修科、医療情報管理科、診療科、臨床検査科、放射線技術科、中央手術科、地域医療科、デイ・ケア科、緩和医療科、病理科、救急医療科及び救命救急科の科長及び科医長 診療所長	
--	--	--------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--

備考1 病院付又は部付の職を命ぜられた職員に係る職務の級は、その職員の職務と責任の程度に応じ2級から4級までのいずれか一の級に決定するものとする。

2 3級に区分されている職で医療局長が特に必要と認めるものについては、人事委員会の承認を得て、その職務の級を1級上位に決定することができる。

3 1級又は2級に区分されている職で医療局長が必要と認めるものについては、別に定めるところにより、その職務の級を上位の級に決定することができる。

注1 旧医学専門学校卒業生又は旧歯学専門学校卒業生の備考の適用については、その修学年数により必要経験年数に1年又は2年を加えるものとする。

2 昭和35年4月1日以降の休職期間又は病気休暇の期間については、初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和45年岩手県人事委員会規則第12号）第43条の規定により同規則別表第8休職期間等換算表換算率欄に定める率を乗じて得た期間を経験年数とすることができる。

3 医療職給料表(2)に定める職務区分表

区分	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
本庁					栄養指導監	薬事指導監 臨床検査指導監	薬事指導監 臨床検査指導監
病院等	診療放射線技師	薬剤師 臨床心理	薬剤科長（5級の欄に掲げら	薬剤科長（5級の欄に掲げら	薬剤科長（宮古、大船渡、胆	薬剤部長 診療放射線技	薬剤部長

臨床検査技師	士	れている薬剤科長を除く。）	れている薬剤科長を除く。）	沢、花巻厚生、北上、久慈、遠野、磐井、南光、釜石、江刺、二戸、千厩、大東、大槌、軽米及び一戸に限る。）	師長（中央に限る。）
臨床工学技士	線技師	薬剤科次長	薬剤科次長	野、磐井、南光、釜石、江刺、二戸、千厩、大東、大槌、軽米及び一戸に限る。）	臨床検査技師長（中央に限る。）
理学療法士	臨床検査技師	主任薬剤師	主任薬剤師	戸、千厩、大東、大槌、軽米及び一戸に限る。）	
理学療法士	臨床工学技士	主任臨床心理士	主任臨床心理士	一戸に限る。）	
作業療法士	理学療法士	栄養管理室長（中央を除く。）	栄養管理室長（中央を除く。）	薬剤部次長	
視能訓練士	作業療法士	栄養管理室次長	栄養管理室次長	栄養管理室長（中央に限る。）	
言語聴覚士	視能訓練士	主任栄養士	主任栄養士	診療放射線技師	
栄養士	言語聴覚士	診療放射線技師長（5級及び6級の欄に掲げられている診療放射線技師長を除く。）	診療放射線技師長（5級及び6級の欄に掲げられている診療放射線技師長を除く。）	長（宮古、大船渡、胆沢、花巻厚生、北上、久慈、遠野、磐井、南光、釜石、江刺、二戸、千厩、大東、大槌、軽米及び一戸に限る。）	
医療社会事業士	栄養士	6級の欄に掲げられている診療放射線技師長を除く。）	6級の欄に掲げられている診療放射線技師長を除く。）	副診療放射線技師長（中央に限る。）	
歯科衛生士	医療社会事業士	副診療放射線技師長（中央を除く。）	副診療放射線技師長（中央を除く。）	副診療放射線技師長（中央に限る。）	
	歯科衛生士	臨床検査技師長（5級及び6級の欄に掲げられている臨床検査技師長を除く。）	臨床検査技師長（5級及び6級の欄に掲げられている臨床検査技師長を除く。）	臨床検査技師長（宮古、大船渡、胆沢、花巻厚生、北上、久慈、遠野、磐井、南光、釜石、江刺、二戸、千厩、大東、大槌、軽米及び一戸に限る。）	
		副臨床検査技師長（中央を除く。）	副臨床検査技師長（中央を除く。）	副臨床検査技師長（中央に限る。）	
		理学療法技師長	理学療法技師長	大東、大槌、軽米及び一戸に限る。）	
		理療技師長	理療技師長	副臨床検査技師長（中央に限る。）	
		作業療法技師長	作業療法技師長		
		医療相談室長	医療相談室長		
		主任診療放射線技師	主任診療放射線技師		

			主任臨床検査技師	主任臨床検査技師		
			主任臨床工学技士	主任臨床工学技士		
			主任理学療法士	主任理学療法士		
			主任理療士	主任理療士		
			主任作業療法士	主任作業療法士		
			主任視能訓練士	主任視能訓練士		
			主任言語聴覚士	主任言語聴覚士		
			主任医療社会事業士	主任医療社会事業士		
			主任歯科衛生士	主任歯科衛生士		
			薬剤師			
			臨床心理士			
			診療放射線技師			
			臨床検査技師			
			臨床工学技士			
			理学療法士			
			理療士			
			作業療法士			
			視能訓練士			
			言語聴覚士			
			栄養士			
			医療社会事業士			
			歯科衛生士			

備考1 病院付の職を命ぜられた職員に係る職務の級は、その職員の職務と責任の程度に応じ3級から7級までのいずれか一の級に決定するものとする。

2 6級に区分されている職で医療局長が特に必要と認めるものについては、人事委員会の承認を得て、その職務の級を1級上位に決定することができる。

3 5級以下の級に区分されている職で医療局長が必要と認めるものについては、別に定めるところにより、その職務の級を上位の級に決定することができる。

4 医療職給料表(3)に定める職務区分表

区分	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
本庁						看護指導監	看護指導監

病院等	准看護師	看護師 助産師 准看護師	副総看護師長 (高田、沼宮内、大迫、東和、住田、山田及び伊保内に限る。) 看護師長 看護師長補佐 主任看護師 主任助産師 看護師 助産師	副総看護師長 (高田、沼宮内、大迫、東和、住田、山田及び伊保内に限る。) 看護師長 看護師長補佐 主任看護師 主任助産師	総看護師長 看護部次長 副総看護師長 看護総括師長 看護師長	看護部長 総看護師長(宮古、大船渡、胆沢、花巻厚生、北上、久慈、遠野、磐井、南光、釜石、江刺、二戸、千厩、大東、大槌、軽米及び一戸に限る。)	看護部長
専門職員			医療安全管理 専門員	医療安全管理 専門員	上席医療安全管理専門員 医療安全管理専門員		

備考1 病院付の職を命ぜられた職員に係る職務の級は、その職員の職務と責任の程度に応じ3級から7級までのいずれか一の級に決定するものとする。

2 6級に区分されている職で医療局長が特に必要と認めるものについては、人事委員会の承認を得て、その職務の級を1級上位に決定することができる。

3 5級以下の級に区分されている職で医療局長が必要と認めるものについては、別に定めるところにより、その職務の級を上位の級に決定することができる。

別表第2イを次のように改める。

別表第2イ 医療局給料表(3)調整基本額表(第4条関係)

職務の級	調整基本額表
1級	8,000円。ただし、1号給6,817円、2号給6,880円、3号給6,943円、4号給7,006円、5号給7,069円、6号給7,137円、7号給7,204円、8号給7,272円、9号給7,330円、10号給7,402円、11号給7,474円、12号給7,546円、13号給7,609円、14号給7,699円、15号給7,789円、16号給7,879円、17号給7,974円
2級	9,400円。ただし、1号給8,023円、2号給8,118円、3号給8,212円、4号給8,307円、5号給8,401円、6号給8,505円、7号給8,608円、8号給8,712円、9号給8,820円、10号給8,883円、11号給8,946円、12号給9,009円、13号給9,072円、14号給9,139円、15号給9,207円、16号給9,274円、17号給9,337円
3級	9,700円
4級	10,000円
5級	10,400円
6級	11,600円

改正前	改正後
-----	-----

別表第3（第5条関係）

種類	支給を受ける者の範囲	手当の額
[略]		
医師手当	(1) 病院に勤務する医師又は歯科医師である企業職員	[略]
	(2) [略]	[略]
	(3) [略]	[略]
夜間看護手当	病院に勤務する看護師又は准看護師である企業職員及び医療局長がこれらに準ずると認める企業職員	[略]
診療応援手当	医師の欠員等の理由のため病院相互の間で診療のため応援業務（宿日直業務を含む。）に従事した医師又は歯科医師である企業職員	[略]
[略]		
病院業務手当	(1) 病院に勤務する付表2の左欄に掲げる企業職員	勤務1月につき、付表1の左欄に掲げる区分に応じ同表の右欄に定める額に付表2の左欄に掲げる区分に応じ同表の右欄に定める調整数を乗じて得た額（夜間及び休日等における救急医療体制を確保している病院に勤務する企業職員のうち医療局長が定める者にあつては、当該額に医療局長が定める額を加算して得た額）
	(2) 夜間及び休日等における救急医	[略]

別表第3（第5条関係）

種類	支給を受ける者の範囲	手当の額
[略]		
医師手当	(1) 病院等に勤務する医師又は歯科医師である企業職員	[略]
	(2) [略]	[略]
	(3) [略]	[略]
夜間看護手当	病院等に勤務する看護師又は准看護師である企業職員及び医療局長がこれらに準ずると認める企業職員	[略]
診療応援手当	医師の欠員等の理由のため病院等相互の間で診療のため応援業務（宿日直業務を含む。）に従事した医師又は歯科医師である企業職員	[略]
[略]		
病院業務手当	(1) 病院等に勤務する付表2の左欄に掲げる企業職員	勤務1月につき、付表1の左欄に掲げる区分に応じ同表の右欄に定める額に付表2の左欄に掲げる区分に応じ同表の右欄に定める調整数を乗じて得た額（夜間及び休日等における救急医療体制を確保している病院等に勤務する企業職員のうち医療局長が定める者にあつては、当該額に医療局長が定める額を加算して得た額）
	(2) 夜間及び休日等における救急医	[略]

<p>いる<u>病院</u>に勤務する看護師である企業職員のうち医療局長が定める者</p>	<p>いる<u>病院等</u>に勤務する看護師である企業職員のうち医療局長が定める者</p>
-----------------------------------------------	------------------------------------------------

備考 改正部分は、下線の部分である。

別表第3付表1を次のように改める。

付表1

当該職員に適用される給料表	職務の級に応じ定める基本額						
	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
行政職給料表	6,500円	8,500円	10,200円	10,800円	11,300円		
医療職(1)給料表	11,100円	13,800円	15,400円	16,600円			
医療職(2)給料表	6,100円	8,000円	9,600円	10,200円	11,200円	12,000円	13,000円
技能職等給料表	5,900円	7,400円	8,600円	9,200円	10,200円	10,200円	

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。